平成２９年（フ）第３２８号
熊本市南区近見８丁目13番64―204号　雇用促進住宅４棟
債務者　林田　慶宏
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７７号
熊本市西区島崎２丁目１番45号　パルメゾン島崎103号室、前住所熊本市中央区渡鹿６丁目８番45号　ロゼハイツ203
債務者　三浦　裕大
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
秋田市新屋町字関町後211番地39
債務者　畑　　心一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６８号
秋田県潟上市昭和大久保字町後19番地１、申立時の住所秋田市寺内字三千刈255番地６　ブルージュ弐番館206
債務者　鎌田　麻美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２号
秋田市泉中央２丁目28番12号　リバーサイド105号
債務者　進藤　寛樹
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６２号
大分市大字横尾3521番地の６（コスモシティ横尾405）、住民票上の住所大阪府枚方市走谷２丁目28番１号
債務者　宮島　孝司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８号
大分県別府市石垣東２丁目４番19―303号　ホークス
債務者　佐藤　　保
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目20番34号　Ｉｒｕｍｕ４　102号
債務者　小西詩以菜（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市木場町２丁目21番３号　メゾン・ドゥ・ルピナス203号
債務者　安部　健司
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市澄川町３丁目９番６号
債務者　横山めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１９７号
静岡県富士宮市大中里1030番地の１　レミラージ103号、前住所静岡県富士宮市野中1051番地の12
債務者　浦田　智恵
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９５号
三重県鈴鹿市池田町1211番地の１　シャルム・ラ・メールⅠ　101
債務者　岡本裕次郎
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９８号
三重県津市久居二ノ町1649番地
債務者　中山　和也
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１４号
兵庫県川西市栄町11番１―1203号
債務者　今村佐知子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
兵庫県川西市萩原１丁目５番７号　201、前住所福岡県筑紫野市大字永岡1478番地２　202
債務者　伊藤　信明
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
兵庫県宝塚市山本中２丁目８番25号
債務者　大橋　通雄
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係